

足利市交通遺児奨学生のしおり

(小学校・中学校・高等学校・高等専門学校用)

足利市教育委員会

1 目的と事業

道路等における交通事故により死亡した方、あるいは著しい後遺障害が残るようになった方の子弟等を対象に、義務教育（小・中学生）の就学を援助するための奨学金の支給と高等学校・高等専門学校へ進学または在学している場合に奨学金を支給し、就学の機会を得るように援助を行い、交通災害の救済を図ることを目的としています。

この制度は、篤志家の寄附が財源となっています。

2 奨学金の受給資格

奨学金の支給を受けようとするためには、保護者と本人に次のような条件が必要となります。

保護者が	交通事故で	死亡したとき 障害の状態となったとき（常時監視または介護を必要とする程度の障害）
奨学金を 希望する 本人が	本市に住所 を有する者 で	小学校に在学していること 中学校に在学していること 高等学校に在学していること 高等専門学校に在学していること

ただし、次の場合は支給されなくなります。

- ・ 父または母が再婚したとき
- ・ 養子縁組により養父母を得たとき
- ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者となったとき
- ・ その他前各号に準ずる場合で市長が認めたとき

3 奨学金の支給金額

奨学金の月額、小学生 6,000 円、中学生 8,000 円、高校生・高等専門学校生 10,000 円
年3期に分け4か月分を支給します。

4 申請の手続き

保護者が直接「奨学金支給申請書」に次の証明書を添えて教育委員会へ提出してください。

(1) 世帯全員の住民票

足利市役所市民課または各公民館で発行するもの

(2) 診断書

自動車損害賠償保険金または共済金を取扱った保険会社または農協の証明（この場合は、(3)の事故証明は不要）。ただし、保険金または共済金の給付を受けることができない後遺障害である場合は、後遺障害に該当することを証明する公立病院または指定救急病院の診断書

(3) 事故証明書

保護者等が交通事故で死亡し、または負傷したことを証する所轄の自動車安全運転センターの証明。ただし、所管の自動車安全運転センターの証明をとることができない特別な事情があるときは、民生委員または、在学学校長としての事実を明らかにする書面であっても差し支えありません。

(4) その他

高等学校にあつては、在学証明書または合格証明書、高等専門学校にあつては、出身学校長または在学学校長の調書

5 申請の期限

この規定により受給資格となった場合、その都度すみやかに提出してください。

6 採用決定と通知方法

申請のあった提出書類を審査し、直接本人に通知します。

7 採用になった場合

奨学生としての採用決定の通知があったときは、保護者は、ただちに保証人と連署のうえ誓約書を提出し、同時に債権者登録申出書を提出してください。この届出を提出しないときは、採用の決定が取り消されることがあります。

8 資格喪失（変更）になった場合

「2 奨学金の受給資格」のただし書の事項に該当するに至った場合は、すみやかに「奨学金資格喪失（変更）届」を提出しなければなりません。

☆ 提出書類、その他詳細については、下記までお問い合わせください。

〒326-8601 足利市本城三丁目 2145 番地 足利市教育委員会事務局 教育総務課庶務担当

TEL : 0284-20-2216 FAX : 0284-20-2215

(参考) 必要な書類

	提出書類	保護者が死亡した場合			保護者が後遺障害の場合			証明場所
		小学生	中学生	高校生等	小学生	中学生	高校生等	
申請時	奨学金支給申請書	○	○	○	○	○	○	保護者
	世帯全員の住民票	○	○	○	○	○	○	足利市役所市民課 または各公民館等
	診断書	○	○	○	○	○	○	保険会社または公立病院 (指定救急病院)
	事故証明書	○	○	○	○	○	○	自動車安全運転センター または民生委員、学校長
	在学証明書等	—	—	高○	—	—	高○	在学学校
	学校長の調書	—	—	高専○	—	—	高専○	在学学校または出身学校
採用後	誓約書	○	○	○	○	○	○	保護者、保証人
	債権者登録申出書	○	○	○	○	○	○	保護者